

# 県土整備部土木請負工事監督要領

## (通 則)

**第1条** 兵庫県県土整備部が所掌する土木請負工事契約の適正な履行を確保するために必要な監督の実施については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## (監督員)

**第2条** 監督員とは、規則第105条第2項の規定に基づき、契約担当者が命じた所属の職員をいい、総括監督員、主任監督員を総称していう。

## (監督員の任命基準)

**第3条** 契約担当者は、次の各号に掲げるところにより、工事の契約ごとに監督員を任命する。

- (1) 総括監督員 当該工事を所掌する事業担当課長
- (2) 主任監督員 当該工事を所掌する担当職員

## (監督業務)

**第4条** 監督員は、現場状況を的確に把握し、関係法令、契約書並びに設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書）に基づき、監督業務を厳正に行うものとする。

## (監督業務の分担)

**第5条** 総括監督員及び主任監督員は、次の各号に掲げるとおり監督業務を分担する。

### (1) 総括監督員の業務

総括監督員は、監督総括業務を担当する。

- ア 工事請負契約に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて委任したものの処理
- イ 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- ウ 関連工事の調整のうち重要なものの処理
- エ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における契約担当者等に対する報告
- オ 主任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理

### (2) 主任監督員の業務

主任監督員は、現場監督業務を担当する。

- ア 契約の履行についての受注者に対する指示、確認、承諾または協議（重要なものを除く）の処理
- イ 工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した図面の確認または承諾
- ウ 契約図書に基づく工程の管理
- エ 立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む）

- オ 関連工事の調整（重要なものを除く）
- カ 設計図書の変更（重要なものを除く）
- キ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告
- ク 現場監督業務の掌握
- ケ 施設台帳等の作成対象となる施設の確認、既存施設台帳等の受注者への貸与、受注者が作成した施設台帳等の確認
- コ 工事現場における施工体制確認要領にもとづくプロセスチェック
- サ 県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領にもとづく該当する考査項目の確認

#### （契約の相手方への通知）

**第6条** 契約担当者は、「建設工事請負契約書」第9条第1項の規定に基づき、当該工事の工事請負契約締結後遅滞なく、監督員の職名、氏名を別紙様式第1号「監督員通知書」により受注者に対して通知するものとする。監督員を変更した場合も同様とする。

#### （監督業務の委託）

**第7条** 契約担当者は、規則第106条第1項の規定に基づき、監督業務の一部を委託し、職員以外の者（以下「現場技術員」という。）に監督員を補助させることができる。

2 契約担当者は、前項の規定により監督業務の一部を委託する場合には、氏名を別紙様式第2号「現場技術業務委託契約及び現場技術員通知書」により受注者に対して通知するものとする。

#### （監督の技術基準）

**第8条** 監督員が工事を監督するのに必要な技術基準は、別記「土木工事監督技術基準」による。

#### （受注者への指示）

**第9条** 監督員は、受注者に対し指示する場合は、別記「土木工事監督技術基準」に従い、別紙様式第3号「土木工事現場指示書」により行うものとする。

#### （監督に関する図書）

**第10条** 監督員は次に掲げる図書（受注者から提出された図書を含む）を作成及び分類整理し、監督業務の経緯を明らかにするものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 施工計画書、承認図等
- (3) 工事材料の試験及び検査結果を記載した図書
- (4) 工事の出来形を記載した図書
- (5) 工事実施状況の写真等
- (6) 契約履行に関する指示・協議・承諾・立会・確認事項を記載した指示書、工事打合簿
- (7) その他監督に関する図書

## 附 則

この要領は、平成元年4月1日から適用する。

この要領は、平成9年5月1日から適用する。

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

この要領は、平成13年7月1日から適用する。

この要領は、平成19年12月1日から適用する。

この要領は、平成22年7月1日から適用する。

この要領は、平成25年11月1日から適用する。

この要領は、平成26年3月24日から適用する。

この要領は、平成27年1月27日から適用する。

受注者

様

契約担当者

職名 兵庫県〇〇県民局長

氏名 〇〇 〇〇 公印

### 監督員通知書

〇〇 年 月 日付けで請負契約を締結した次の工事について、「建設工事請負契約書」第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり監督員を定めたので通知します。

工事名 \_\_\_\_\_

工事箇所 \_\_\_\_\_

#### 記

総括監督員 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

主任監督員 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

受注者

様

契約担当者

職 名 兵庫県〇〇県民局長

氏 名 〇〇 〇〇 公印

現場技術業務委託契約及び現場技術員通知書

〇〇 年 月 日付けで請負契約を締結した次の工事について、下記のとおり現場技術業務の委託契約を締結し、現場技術員を定めたので通知します。

工 事 名 \_\_\_\_\_

工事箇所 \_\_\_\_\_

記

1 委 託 先 \_\_\_\_\_

2 委 託 期 間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

3 現場技術員 \_\_\_\_\_ 氏名

別紙様式第3号

# 土木工事現場指示書

兵庫県県土整備部

## 「土木工事現場指示書」発行上の注意事項

### 1 契約変更を伴う「土木工事現場指示書」を発行する場合

発注者の意志又は受注者からの申出による工事内容の変更は、「契約変更」を原則とするが、現場工程等の理由から「指示書」を発行する場合は、契約担当者（県民局長）が「指示書」を受注者に対して交付する。

ただし、「指示書」発行後、できるだけ速やかに「契約変更」を行うこと。

#### (1) 決裁区分

##### ① 総括監督員

一指示による増減額が設計額の3割以下、指示後の設計額が500万円未満の指示。

##### ② 副所長等

ア) 一指示による増減額が設計額の3割以下かつ300万円以下、指示後の設計額が500万円以上の指示。

イ) 一指示による減額が設計額の3割以下かつ300万円を超え、指示後の設計額が500万円以上1,000万円未満の指示。

##### ③ 土木事務所長等

ア) 一指示による増減額が設計額の3割以下かつ300万円を超え2,000万円以下、指示後の設計額が1,000万円以上の指示。

イ) 一指示による増減額が設計額の3割又は2,000万円を超え、指示後の設計額が3億円未満の指示。

##### ④ 県民センター長、県民局長

一指示による増減額が設計額の3割又は2,000万円を超え、指示後の設計額が3億円以上の指示。

#### (2) 指示書の発行

「指示書」の発行にあたっては、指示者を契約担当者（県民センター長、県民局長）とし、別紙様式第3号-1「指示伺」により上記「決裁区分」に従って決裁を受け、別紙様式第3号-3「指示書」に土木事務所の県民センター長、県民局長印を押印する。このとき「指示伺」に押印審査を受けること。

ただし、緊急止むを得ない場合にあつては、臨機の措置（工事目的物、工事材料、仮設物、建設機械器具等に関する被害の防止、工事の施工が第三者に与える被害の防止、工事の施工に従事する労働者の労働災害の防止等）を受注者又は現場代理人に口頭等で指示した後、速やかに決裁を受けるものとする。

### (3) 指示書の交付

監督員が「指示書」を現場代理人又は受注者に直接手渡し、受注者が別紙様式第3号-2「指示控」の受領者名欄に記名・押印するものとする。

現場代理人に「指示書」を交付する場合には「指示控」を貸与して受注者に記名・押印させた後返却させる。

### (4) 指示書の保管

交付した「指示書」については、受注者に厳重に保管させ設計変更（契約変更）の際、照査に用いるものとする。

「指示伺」及び「指示控」については、設計書と共に保管すること。

表-1 一指示による増減、指示後の設計額による決裁区分

一指示による増減額 指示後の設計額	設計額の3割以下かつ 300万円以下	設計額の3割以下かつ 300万円を超え 2,000万円以下	設計額の3割又は 2,000万円を超える
500万円未満	総括監督員		土木事務所長等
500万円以上 1,000万円未満	副所長等	副所長等	
1,000万円以上 1億5,000万円未満		土木事務所長等	
1億5,000万円以上 3億円未満			
3億円以上 5億円未満			県民センター長 県民局長
5億円以上			

土木事務所長等：土木事務所長、尼崎港管理事務所長、姫路港管理事務所長

副所長等：副所長（技術担当）、室長、事業所長（多可、福崎、宍粟）及び所長補佐（三田業務所）

## 2 契約変更を伴わない「土木工事現場指示書」を発行する場合

下記の「指示の範囲」で、契約変更を伴わない場合は、「指示書」は監督員が受注者又は現場代理人に対して交付する。

### (1) 指示の範囲

- ア) 工事請負契約の履行についての指示。
- イ) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の交付、又は受注者に対するこれらの図書の作成請求。
- ウ) 設計図書に基づく工程管理、立会、工事の施工状況検査、又は工事材料の試験若しくは検査の実施。
- エ) 受注者の工事関係者に対する措置請求。
- オ) 支給材料又は貸与品の支給。
- カ) 工事の施工が設計図書に適合しない場合における改造請求及び破壊検査の実施。
- キ) 受注者からの条件変更等の確認請求に対する調査結果に係る回答。
- ク) 臨機の措置に係る受注者に対する意見及び措置請求。
- ケ) その他監督員の権限に属する事項。

### (2) 指示書の発行

「指示書」の発行にあたっては、指示書を監督員とし、別紙様式第3号-1「指示伺」により総括監督員に決裁を受け、別紙様式第3号-3「指示書」に監督員の私印を押印する。

ただし、緊急やむを得ない場合にあつては、臨機の措置を受注者又は現場代理人に口頭等で指示した後、速やかに決裁を受けるものとする。

### (3) 指示書の交付

監督員が「指示書」を受注者又は現場代理人に直接交付し、受領者（受注者又は現場代理人）は別紙様式第3号-2「指示控」に記名・押印するものとする。

### (4) 指示書の保管

発行した「指示書」については、受注者又は現場代理人に厳重に保管させるものとする。

「指示伺」及び「指示控」については、「工事成績評定」の基礎資料とするため設計書と共に保管すること。

# 指 示 伺

No. \_\_\_\_\_

県民センター長 県民局長	土木事務所長等	副所長等	総括監督員	主任監督員
起 案 平成 年 月 日 決 裁 平成 年 月 日				
受注者		指示者 職 氏名		
工事番号 第 号		工事名		
工事場所		請負額 ① 円		
指示事項				
設計変更 有 無		添付図面 有 無		
		葉		
本指示による概算増減額 ② 千円		契約後の累計増減額 ③ = Σ② 千円		指示後の概算請負額 ①+③ 千円

# 指 示 控

No. \_\_\_\_\_

		平成 年 月 日	
受注者		指示者 職 氏名	
工事番号 第 号		工事名	
工事場所		請負額	円
指示事項			
設計変更 有 無	添付図面 有 無		葉
	受領者名		印

# 指 示 書

No. \_\_\_\_\_

		平成 年 月 日	
受注者	指示者 職 氏名		
工事番号 第 号	工事名		
工事場所	請負額		円
指示事項			
設計変更 有 無	添付図面 有 無		葉

## 土 木 工 事 監 督 技 術 基 準

### (目的)

**第1条** この技術基準は、「県土整備部土木請負工事監督要領」に基づき、県土整備部の所掌する土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

#### 第2条

- (1) 「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督員等」…………… 監督員とは、総括監督員及び主任監督員を総称していい、監督員等とは、監督員及び現場技術員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
  - ①指 示…………… 監督員等(コンサルタントの現場技術員を除く)が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
  - ②承 諾…………… 契約図書で明示した事項で、受注者が監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）が書面により同意することをいう。
  - ③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
  - ④通 知…………… 監督員等(コンサルタントの現場技術員を除く)が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
  - ⑤受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）に提出された書面を監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）が受け取り内容を把握することをいう。
  - ⑥確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督員等が臨場もしくは受注者が提出した資料により、監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

⑦連絡…………… 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。（なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。）

⑧把握…………… 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

⑨立会い…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場し、内容を確認することをいう。

**（監督の実施）**

**第3条** 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約書を示し、「共仕」は土木工事共通仕様書を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 工事实績データの確認及び登録内容確認書の受理</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p>	<p>契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書）、その他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に受注者が作成した「登録のための確認のお願い」を確認する。また、受注者から提示される登録内容確認書を確認する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p>	<p>契 第9条 共仕第1編1-1-1-2</p> <p>共仕第1編1-1-1-5 「工事实績データベース取扱要領」</p> <p>共仕第1編1-1-1-4</p>

<p>(4) 施工体制の把握及び確認</p>	<p>① 受注者から提出された施工体制台帳及び施工体系図により、現場技術者の配置状況、下請負の状況等施工体制を把握する。</p> <p>② 現場施工体制の確認を行い、受注者に不適正な事項があった場合には、改善指示等必要な措置を講じる。</p>	<p>契 第10条 共仕第1編1-1-1-10</p> <p>「工事現場における施工体制確認要領」</p>
<p>(5) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契 第9条 共仕第1編1-1-1-6</p>
<p>(6) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者の承認を受ける。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。</p>	<p>契 第18条 共仕第1編1-1-1-3</p> <p>契 第18条</p>
<p>(7) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第18条 共仕第1編1-1-1-14</p>
<p>(8) 関連工事との調整</p>	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第2条</p>

<p>(9) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第11条 共仕第1編1-1-1-24</p>
<p>(10) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>共仕第1編1-1-1-15</p>
<p>(11) 契約担当者等への報告</p>		
<p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第20条 共仕第1編1-1-1-13</p>
	<p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第17～21条 契 第43条</p>
<p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p>	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第27条</p>
<p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第29条 共仕第1編1-1-1-38</p>
	<p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第29条</p>

<p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第28条</p>
<p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第33条 共仕第1編1-1-1-22</p>
<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第34条</p>
<p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p>	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形報告書の審査及び工事出来高内訳書（様式-1）の作成を行い、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第37条</p>
<p>8) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者への措置請求を行う。</p>	<p>契 第12条 共仕第1編1-1-1-25</p>
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 契約書第47条第1項、第47条の2第1項及び第48条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第47条 契 第47条の2 契 第48条</p> <p>契 第49条</p>

<p>2 施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 指定材料の確認</p> <p>(3) 工事施工の立会い</p>	<p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び工事出来高内訳書（様式－1）の作成を行い、契約担当者へ報告する。</p> <p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥ 工事区域用地の把握</p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p>設計図書において、監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p> <p>設計図書において、監督員等（コンサルタントの現場技術員を除く）の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>契 第50条</p> <p>共仕第1編1-1-1-37</p> <p>共仕第1編1-1-1-33</p> <p>共仕第1編1-1-1-16</p> <p>共仕第1編1-1-1-35</p> <p>契 第16条</p> <p>契 第13～14条 共仕第2編第1章 第2節</p> <p>契 第14条 共仕第3編3-1-1-5</p>
---	--	--

<p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p>	<p>設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>共仕第3編3-1-1-5</p>
<p>(5) 工事施工状況の把握</p>	<p>主要な工種について、別表 2 に基づき適宜臨場等により把握を行う。</p>	<p>共仕第3編3-1-1-5</p>
<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>① 建設副産物の搬出について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p>	<p>共仕第1編1-1-1-18</p>
<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>② 建設資材の搬入又は建設副産物の搬出について、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>共仕第1編1-1-1-18</p>
<p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p>	<p>契 第17条</p>
<p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第17条</p>
<p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p>	<p>契 第15条 共仕第1編1-1-1-16</p>

<p>3 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者と打ち合わせのうえ引渡し等の措置を行う。</p> <p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	<p>契 第15条 共仕第1編1-1-1-16</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 現場発生品の処理</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>(3) 事故等に対する措置</p> <p>(4) 工事成績の評定</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、本庁事業課に報告する。</p> <p>総括監督員、主任監督員又は現場技術員（コンサルタントの現場技術員を除く）は、工事完成のとき県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領に基づき工事成績の評定を行う。</p>	<p>共仕第1編1-1-1-17</p> <p>契 第26条 共仕第1編1-1-1-41</p> <p>共仕第1編1-1-1-29</p> <p>「県土整備部土木請負工事成績評定の実施要領」</p>

<p>(5) 工事完成検査等の 立会い</p>	<p>原則として主任監督員及び現場技術員 (コンサルタントの現場技術員を除く) は工事の完成、既済、完済、中間の各段 階における工事検査の立会いを行う。</p>	<p>共仕第1編1-1-1-20 共仕第1編1-1-1-21 共仕第3編3-1-1-5 共仕第3編3-1-1-9</p>
<p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って、契約担当者等の指 示する検査日を受注者に対して通知す る。</p>	<p>共仕第1編1-1-1-20 共仕第1編1-1-1-21 共仕第3編3-1-1-9</p>





種別	細別	確認事項	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	1回/1工事
河川土工(掘削工) 海岸土工(掘削工) 砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処置	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーカトルーン工	サンドトルーン 袋詰式 サンドトルーン ペーパートルーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力の適否	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リハース杭 ホールケーシング杭 アースリール杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 事 項	確 認 項 目	確 認 の 程 度
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回/3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回/3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回/3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防えん堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比、 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比、 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防えん堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比、 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる 場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般：－ 重点：1回/1構造物

種 別	細 別	確 認 事 項	確 認 項 目	確 認 の 程 度
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャストブロック桁 組立工 プレーム桁製作工 PCホースラフ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般： 5%程度/総ケーブル数 重点： 10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般： 10%程度/総ケーブル数 重点： 20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般： 30%程度/1構造物 重点： 60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変化毎)	吹付コンクリート厚、 ロックボルト打込本数 及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般： 1回/構造の変化毎 重点： 3打設毎又は1回/構造 の変化毎の頻度の 多い方 ※重点監督：地山等級がD,E のもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー 穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	削孔長、径、間隔、 孔内状況	適宜
	鋼板取付工 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合(鋼板の 割付、形状、継ぎ手形状)、 材片の組合せ状況	適宜
	現場溶接工	現場溶接前	仮付け溶接前の開先面の 清掃と乾燥状況、仮付け 溶接寸法、外観状況	適宜
		現場溶接完了時	溶接部の外観状況	適宜
	現場塗装工	現場塗装前	鋼板面素地調整状況	適宜
		現場塗装完了時	外観状況	適宜
ダム工	各工事ごと別途定める		各工種ごと別途定める。	

注)・表中の「確認の程度は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

種 別	細 別	施 工 事 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オーブケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オルケシング杭 アースリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚アチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンジョン(I)桁製作工 プレキャスト桁製作工 PCホースラグ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 ※重点監督：地山等級がD,E のもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し、転圧時	使用材料、 敷均し、締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し、締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3,000㎡
塗装工		清掃・鏝落し施工時	清掃・鏝落し状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

## < 参 考 >

### 重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。（重点監督という。）

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとし、契約後すみやかに監督員が適用工種を定めるものとする。

#### イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

#### ロ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び最大支間長 100 m以上の橋梁工事
- ・掘削深さ 7 m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム（堤体高 30 m以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ち P C 橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア（躯体高 30 m以上）

#### ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

#### ニ その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事
- ・事務所長等が必要と認めた工事